

交通事故に関する法律の基礎知識について

第二回

交通事故の被害にあわれた方へ



弁護士法人あすか
弁護士 今田 健太郎さん

身の回りで起きるさまざまな問題の対処、解決法を専門家に聞く、月1回連載コーナー。2回目の今回は『交通事故』について、今田健太郎弁護士に聞きました。

Q 事故が起きた時どのような対応をすればよいのでしょうか？

A 当事者間で物損事故か人身事故かを判断せず、速やかに警察に届け出をして下さい。後に重要な資料となる、交通事故証明書を取得できなくなる可能性があります。このほか、加入している保険会社へも速やかに通知してください。また、互いの連絡先などは聞いておいたほうがよいでしょう。

Q 保険にはどんな種類がありますか？

A 法律上、加入が義務づけされている自賠責保険と任意保険があります。相手方が自賠責しか加入

していなかった場合であっても、自己が掛けていた任意保険から保険金が支払われるケースがありますので、注意が必要です。

Q 交通事故の被害にあった場合どのような点に留意すべきですか？

A 交通事故の程度（軽傷から死亡等の重大事故まで）にもよりますが、保険会社任せだけでは満足のいく解決につながらない場合があります。加害者や保険会社から提示された賠償金額が妥当かどうかについては、専門家でないと判断しかねる場合があります。損害の項目によっては、弁護士が代理人となって交渉することによって、増額が見込まれるときもあります。このほか、過失割合などで争いがある場合にも、専門家のアドバイスは有益です。

Q 現在治療を続けているのですが、いつの時点で専門家に相談すればよいかわかりません。

A 頸椎捻挫等の場合には、保険

会社から治療途中で保険金を打ち切るとの通知があることもあります。また、頭部外傷等を負った場合には、一通りの治療が終わったと思っても、記憶障害など重い高次脳機能障害が残存していることも少なくありません。したがって、早期に専門家に相談し、医療機関とも連携を取りながら、被害の実態に合った適切な診断書を作成してもらうことが必要です。

Q 最後まで適切な対応をするためのアドバイスをお願いします。

A 交通事故は予期せぬ出来事です。自分にいつ降りかかってくるかわかりません。被害にあった時は気が動転してしまい、どう対処していいかわからない方がほとんどです。保険の仕組みが複雑になっている今、保険会社（加害者）に対しどのように賠償請求をしていくかを含め、法律家のアドバイスを受け二人三脚で問題を解決していくことをおすすめします。

事前にお電話でご予約ください。

ASUKA 弁護士 法人 **あすか**
〒739-0015 東広島市西条栄町10-27 栄町ビル5階
082-493-7100
http://asuka88.jp/

【主な取扱業務】債務整理・一般民事・相続・企業法務・経営再建等
【所属弁護士】今田 健太郎・福田 浩・高橋 浩嗣

〈PR〉